

(令和7年度版)
新潟市バス運転士家賃補助金 募集要領

※本補助金は、個人(バス運転士に就職する方)向けの補助金制度です

新潟市都市交通政策課

路線バス等の運転士に新たに就業した方などに、
月額家賃の一部(家賃の3/4、上限39,000円)を最大5年間補助します。

1. 補助対象者の要件

補助金交付を受けることができる者は、乗合バス事業者(市内で路線バス等を運行している事業者で、かつ、大型第二種運転免許を必要とする車両を用いて運行している事業者に限る。)の従業員で、次のいずれにも該当していることが条件です。

- ・路線バス等の運転士として、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、バス運転士の求人に応募し、当該求人企業に路線バス等の運転士として就業した者。
 - イ 特例教習を修了し、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、大型第二種運転免許の交付を受けた者。
- ・新たにバス運転士として就業(転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること)を開始する日から過去5年以内において、新潟市内で運行を営む乗合バス事業者のバス運転士として就業したことがない者。なお、上記イに該当する者は、この限りではない。
- ・申請日時点において、大型第二種運転免許の交付を受け、かつ55歳未満である者。
- ・補助金申請日から5年以上、就業先に継続して勤務する意志を有していること。
- ・日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

補助金交付の対象外 次のいずれか一つでも当てはまれば対象外となります。

- ・就業者からみて3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業への就業である場合。
- ・新潟市内の民間の賃貸住宅(申請者本人名義で賃貸契約)に居住していない者。
- ・住民票が新潟市外の者。
- ・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有している者。
- ・生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者。
- ・家賃及び市税等を滞納している者。

2. 補助金の額

- ・補助金の額は、※家賃から住宅手当を差し引いた額の4分の3(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、月額で39,000円を上限とします。なお、月の途中での入退去により日割で計算する家賃は、対象外となります。

家賃・・・賃貸借契約に定められた賃借料の月額。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他住居以外の費用は除きます。

【補助額の例】

例1 月額家賃 50,000 円、住宅手当 0 円の場合・・・**補助額 37,000 円/月**
 $(50,000 \text{ 円} - 0 \text{ 円}) \times \text{補助率 } 3/4 = 37,500 \text{ 円}$ (千円未満切捨て → 37,000 円)

例2 月額家賃 50,000 円、住宅手当 12,000 円の場合・・・**補助額 28,000 円/月**
 $(50,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円}) \times \text{補助率 } 3/4 = 28,500 \text{ 円}$ (千円未満切捨て → 28,000 円)

※月の途中に転居し、家賃支払いが2戸の場合、いずれかの家賃で計算します。

例: Aの月額家賃 43,000 円 Bの月額家賃 47,000 円の場合、
 AとBの家賃を合算して計算はせず、どちらかの月額家賃を基に計算します。
 この場合は、補助額の大きい Bの月額家賃にて計算。

B月額家賃(住宅手当ゼロ)47,000 円 $\times 3/4 = 35,250 \text{ 円}$ (⇒補助額 35,000 円)

3. 補助金の交付期間

・補助対象となる期間は、補助金の交付を決定した日の属する年度の4月(当該年度の途中で雇用された者にあつては、補助対象者の要件を満たして以降、最初の家賃の支払いをした日の属する月)から、5年間又は対象者要件に該当しなくなった日の属する月のいずれか早い月までとなります。

(対象期間の例)

例1 採用前に大型二種免許の交付を受けている場合

採用年月日	R7.4.10	補助対象期間 R7.4 月支払分 ～R12.3 月支払分 (60 月分)
大型二種免許取得日	R7.2.15	
家賃支払日	毎月 27 日(4.27)	

例2 採用日以降に大型二種免許の交付を受けた場合

採用年月日	R7.5.15	補助対象期間 R7.6 月支払分 ～R12.5 月支払分 (60 月分)
大型二種免許取得日	R7.5.30	
家賃支払日	毎月 27 日(6.27)	

(特例教習を受けた場合の例)

・年齢、運転経歴の理由により大型二種免許受験資格の要件を満たさない者が、特例教習を受けたのちに、大型二種免許の交付を受けた場合は、免許取得した日以降、最初の家賃の支払いをした日の属する月から、5年間又は補助対象者の要件に該当しなくなった日の属する月のいずれか早い月までとなります。なお、この場合、免許の交付を受けた日から120日以内に申請書をご提出ください。

例3 採用日以降に、特例教習を受け大型二種免許の交付を受けた場合

採用年月日	R6.5.1	補助対象期間 R7.6 月支払分 ～R12.5 月支払分 (60 月分)
大型二種免許取得日	R7.5.30	
家賃支払日	毎月 27 日(6.27)	

対象要件を満たす日、この場合、大型二種免許取得日以降に支払った家賃から対象です

4. 対象月

補助金の交付対象となる月は、補助金の交付期間のうち、次に掲げる月を除く月とします。

- ・勤務先が定めた出勤回数に対し、半数以上を出勤しなかった月
- ・家賃の支払い(請求・負担)がなかった月

5. 補助金申請・受付期間

※申請を予定される場合は、必ず申込窓口へ事前にご相談ください。

※申請の期限は、就業を開始した日から6ヶ月以内となります。

なお、特例教習を修了したのちに大型二種免許の交付を受けた者は、免許の交付を受けた日から120日以内となります。

※補助金の交付決定を受けた場合であっても、毎年度、補助対象要件を満たしているかどうか確認するため、補助対象期間中(最長5年間)は、補助金交付申請書を毎年提出し、交付決定を受ける必要があります。

申請受付期間

令和7年4月10日(木)～令和8年3月31日(火・消印有効)

※予算上限に達した場合、上記期間中であっても募集を終了する場合があります

①(申請者)補助金交付申請の提出

補助対象要件を満たして以降、次に掲げる書類を添えて申請してください。

【補助金交付申請時の必要書類】

1. バス運転士家賃補助金交付申請書(様式第1号)
2. 就業先企業等の就業証明書(様式第2号)
3. 申請者名義で契約している賃貸借契約書の写し
4. 住民票の写し
5. 運転免許証の写し
6. 新潟市制度用の納税証明書

②(市)補助金交付決定通知

交付申請書の内容を精査し、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知を送付します。なお、交付決定の額は、翌年度3月末までの補助対象額となります。

③(申請者)実績報告兼請求書の提出(6. 実績報告・補助金の請求をご確認ください)

4月～9月支払分(上半期)、10月～翌年3月支払分(下半期)のそれぞれ、実績報告兼請求書と家賃を支払ったことが分かる証拠書類を提出いただきます。

④(市)確定通知および補助金のお振込み

実績報告等の内容を精査し、補助額確定し通知します。また、指定した口座へ補助金を振込みます。

⑤(申請者)(2年目以降の)補助金交付申請書の提出

毎年4月1日から30日以内に補助金交付を申請してください。

なお、2年目以降も上記①の申請書類をご準備いただきます。

上記①～④を補助金の交付期間、繰り返し提出、報告いただくことで、補助金の交付を受けることが出来ます。

6. 実績報告・補助金の請求

補助金の支払いは年 2 回(11月、4月予定)です。下記表の実績報告期限までに実績報告等の書類をご提出(持参または郵送)ください。

【実績報告書類】

1. バス運転士家賃補助金実績報告兼請求書(様式第8号)
2. 家賃を支払ったことが確認できる書類
3. 預金通帳の写し

実績報告期限	補助対象期間	補助金の振込時期(予定)
令和 7 年 10 月 15 日(水)	令和 7 年 4 月支払分 ～9月支払分まで	令和 7 年 11 月頃
令和 8 年 3 月 31 日(火)	令和 7 年 10 月支払分 ～令和 8 年 3 月支払分まで	令和 8 年 4 月頃

※令和 7 年 4 月から 9 月支払分について、実績報告期限である 10 月15日以後に交付決定を受けている場合は、当該決定を受けた日から 30 日以内又は令和 8 年3月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書をご提出下さい。その場合、実績報告書の提出を受け、内容を審査して以降、指定口座への振り込みとなります。

7. 補助期間中における変更・中止について

補助金の交付決定を受けた後に、変更等が生じた場合は、以下の書類を提出してください。

- (1) 補助事業の内容(転居等)に変更が生じたとき。
→バス運転士家賃補助金変更承認申請書(別記様式第4号)
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。
→バス運転士家賃補助金中止承認申請書(別記様式第5号)

8. 注意事項

- 路線バス等の運転士の求人募集の有無については、各事業者の採用窓口へお尋ねください。
- 補助対象の要件を満たすかを確認するため、必要に応じて就業先への聞き取り、追加書類の提出や立ち入り調査を行う場合があります。新潟市補助金交付規則および要綱に定める規定に違反した場合等、交付決定の取消、既に交付を受けている補助金を返還させる場合があります。
- 事業内容の詳細については、要綱または下記問い合わせ先へご連絡下さい。

9. お申込み・お問合せ窓口

窓 口 〒951-8554

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地(ふるまち庁舎5階)

新潟市都市交通政策課 企画係

電 話 025-226-2725

メー ル kotsu@city.niigata.lg.jp

新潟市バス運転士家賃補助金の申請から補助金交付までの流れ

新潟市役所（都市交通政策課）

申請者（バス運転士）

①補助金交付申請

・就業開始した日から6ヶ月以内に申請書を提出
提出書類

1. バス運転士家賃補助金申請書（様式第1号）
2. 就業先企業等の就業証明書（様式第2号）
3. 申請者名義で契約している賃貸借契約書の写し
4. 住民票の写し
5. 運転免許証の写し
6. 新潟市制度用の納税証明書

②申請書類審査・交付決定通知

③実績報告（上半期）提出

・上半期の実績を10月15日までに提出
提出書類

1. 実績報告書兼請求書（様式第8号）
2. 4月支払～9月支払分までの家賃の支出が確認できる書類の写し

④交付確定通知・補助金上半期支払い

⑤実績報告（下半期）提出

・下半期の実績を3月31日までに提出
提出書類

1. 実績報告書兼請求書（様式第8号）
2. 10月支払～翌年3月支払分までの家賃の支出が確認できる書類の写し

⑥交付確定通知・補助金下半期支払い

翌年度4月以降（補助対象期間の2年目～5年目まで）

翌年度の補助金交付申請

次年度以降、
「①補助金交付申請書」、「③上半期分の実績報告書兼請求書」、
「⑤下半期分の実績報告書兼請求書」の提出を繰り返し行っていただくことで、
補助金の交付を受けることができます。